

令和 8 年 10 月 1 日

## 令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示します。

横浜市長職務代理者 横浜市副市長 平原 敏英

### 1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、横浜市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集します。

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

「医療レセプト情報データベース」

ファイルの内容については、該当の個人情報ファイル簿をご覧ください。

### 3 行政機関等匿名加工情報の提供条件

- ・提供できるデータ形式は、CSV 形式のみとなります。
- ・行政機関等匿名加工情報を利用目的外で第三者に提供することはできません。
- ・行政機関等匿名加工情報は、提案者との合意により契約書で定める期間のみ利用することができます。
- ・行政機関等匿名加工情報の著作権は横浜市に帰属し、契約で明示したものを除き、契約により当該著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではありません。
- ・提供された行政機関等匿名加工情報については、関係法令及び契約上の安全管理措置を講じる必要があります。
- ・契約終了後は、行政機関等匿名加工情報を返還していただくとともに、記録媒体に保存した当該情報を削除し、かつ、削除した情報を読み取ることができないように処理していただきます。

#### 4 提案者の要件

個人、法人その他の団体の別を問いません。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥までの欠格事由のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

#### 5 募集期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から 令和 8 年 11 月 2 日（月）まで

#### 6 提案の方法

必要に応じて事前に記録項目等の情報を横浜市から提供します。提案に関する連絡先に記載の電話もしくは電子メールにて連絡ください。

##### (1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

- ① 提案書
  - ☐ 行政機関等匿名加工情報を利用して行う事業に関する提案書（注 1）
- ② 添付書類
  - ☐ 誓約書（上記 4 の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）
  - ☐ 行政機関等匿名加工情報を利用して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
  - ☐ 提案をする者の本人確認書類（注 2）
  - ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注 3）

## ○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/tokumeikakoujouhou.html>

※提案書は本 WEB 上でも作成し、Word 形式で出力することができます。

- (注 1) 法第 118 条第 1 項の規定に基づき、作成済の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。
- (注 2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
- (注 3) 代理人による提案をする場合に限りです。また、代理人の本人確認書類も添付してください。確認書類は、提案者の本人確認書類に準じます。

## (2) 提案書類の提出方法

持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）により提出してください。

提案書類 2 部を提出してください。

（注 1）持参による場合は、平日の 8 時 45 分から 17 時まで（年末年始を除く。）

（注 2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

## ○ 提案書類の提出先

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市医療局医療政策課データ活用推進担当 尾崎、松浦

## 7 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。

- ④ 行政機関等匿名加工情報を利用して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

## 8 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

## 9 手数料

21,000 円に、職員が行政機関等匿名加工情報作成に要した時間 1 時間当たり 3,950 円、匿名加工を外部委託した場合の委託費相当額を合算した額となります。

## 10 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、上記の手数料を事前に納付していただきます。行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

## 11 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 横浜市からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る費用は提案者の負担となります（行政機関等匿名加工情報の送料など）。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります（同法に基づく審査請求はできません）。

(5) 提案書類は返却いたしません。

## 12 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ○ 提案に関する連絡先

横浜市医療局医療政策課データ活用推進担当

電 話 : 045-671-4872

電子メール : [ir-seisaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-seisaku@city.yokohama.lg.jp)